

(証券コード 2901)

平成29年6月13日

株 主 各 位

東京都千代田区飯田橋一丁目4番1号
石垣食品株式会社
代表取締役社長 石垣 裕 義

第60期定時株主総会招集ご通知

拝啓 日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第60期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席下さいませようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面にて議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の「株主総会参考書類」をご検討下さいまして、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成29年6月28日（水曜日）午後5時までに到着するようご返送下さいませようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 平成29年6月29日（木曜日）午前10時
（受付開始は午前9時30分を予定しております。）
2. 場 所 東京都千代田区飯田橋一丁目1番1号
ホテルグランドパレス 4階 桐の間
3. 目的事項
報告事項 第60期（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）
事業報告及び計算書類報告の件
決議事項 第1号議案 定款一部変更の件
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）3名選任の件
第3号議案 監査等委員である取締役1名選任の件
第4号議案 会計監査人選任の件

以 上

-
- ◎ご出席の際は、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さい。また議事資料として、この「招集ご通知」をお持ち下さいませようお願い申しあげます。
- ◎株主総会参考書類、事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、直ちに当社ホームページ（<http://www.ishigakifoods.co.jp>）に修正後の内容を開示いたします。
- ◎総会ご出席者へのおみやげはご用意しておりませんので、ご了承下さい。

(提供書面)

事業報告

(平成28年4月1日から
平成29年3月31日まで)

1. 会社の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国の経済は、輸出の減少および企業業績の悪化、設備投資の停滞が秋ごろまで続き、その後は、輸出が改善しましたが、個人消費については実質賃金の停滞や物価上昇への警戒感から、伸び悩みが続いております。

食品業界においても、食料品価格の値上げに対する消費者の意識は厳しいものがあり、依然として先行き不透明な状況が続いております。

このような環境の中で当社は、飲料事業においては、麦茶について天候不順により減収となった前事業年度からの回復、ブームの沈静化から減収の続くごぼう茶について積極的な販売促進を実施しての増収、珍味事業においてもビーフジャーキーに容量・製法・風味の異なる新製品を投入することで増収を目指してまいりました。損益面においては、これら増収による工場稼働率の向上や、製造工程の合理化等を行うことよって、採算の改善を目指してまいりました。

しかし、飲料事業において麦茶については最盛期である夏季が記録的な長梅雨となり関東での梅雨明けが大幅に遅れたことが影響し、また予想を上回る競争環境の激化などから、前期を更に上回る減収となりました。ごぼう茶の売上も下げ止まりの傾向はあるものの反転には至らず、飲料事業全体では減収減益となりました。

珍味事業においてはビーフジャーキーの売上が若干の減収となったものの、前期に行った値上げによる利益率の向上、為替円高によるコスト減の影響により、損益面は改善しました。

以上の結果、売上高403百万円（前期比10.3%減）、営業損失44百万円（前期は営業損失51百万円）、経常損失46百万円（前期は経常損失52百万円）、当期純損失58百万円（前期は当期純損失165百万円）となりました。

連結業績は売上高405百万円（前事業年度比10.3%減）、営業損失51百万円（前事業年度は営業損失83百万円）、経常損失53百万円（前事業年度は経常損失86百万円）、親会社株主に帰属する当期純損失54百万円（前事業年度は親会社株主に帰属する当期純損失170万円）となりました。

製品別の売上状況

(単位 千円)

品 目	売 上 高	構 成 比	前 期 比
飲 料 事 業			
麦 茶	127,231	31.5%	84.5%
健 康 茶	52,477	13.0	84.5
小 計	179,709	44.5	84.5
珍 味 事 業			
ビーフジャーキー	220,333	54.6	94.9
そ の 他			
乾燥ナルト・カマボコ	2,081	0.5	57.3
そ の 他	1,462	0.4	92.4
小 計	3,543	0.9	67.9
合 計	403,585	100.0	89.7

- ② 設備投資の状況
特記すべき事項はありません。
- ③ 資金調達の状況
特記すべき事項はありません。
- ④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況
特記すべき事項はありません。
- ⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況
特記すべき事項はありません。
- ⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況
特記すべき事項はありません。
- ⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況
特記すべき事項はありません。

(2) 財産及び損益の状況

区 分	期 別	第57期	第58期	第59期	第60期
		平成26年3月期	平成27年3月期	平成28年3月期	(当期) 平成29年3月期
売 上 高 (千円)		596,440	517,774	449,940	403,585
経 常 損 益 (千円)		△30,501	△31,294	△52,130	△46,564
当 期 純 損 益 (千円)		△21,736	△85,678	△165,134	△58,144
1株当たり当期純損益	円 銭	△6 41	△25 28	△48 73	△17 16
総 資 産 (千円)		418,528	342,983	225,640	196,396
純 資 産 (千円)		349,942	264,536	99,705	42,190
1株当たり純資産額	円 銭	103 28	78 07	29 42	12 45

- (注) 1. 第57期は、主にビーフジャーキーが円安及び主要原料の価格高騰により採算悪化したことから減収及び赤字となりました。
2. 第58期は、ビーフジャーキーの採算悪化の長期化と、夏季の天候不順の影響で麦茶が不振で、減収及び赤字となりました。
3. 第59期は、ビーフジャーキーの採算悪化の長期化と、夏季の天候不順の影響で麦茶が不振で、減収及び赤字となりました。
4. 当期(第60期)の状況につきましては、前記「(1) 当事業年度の事業の状況」に記載のとおりであります。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	主要な事業内容
ウェイハン石垣食品有限公司	847千米ドル	100.0%	食品製造業

③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社は、当連結会計年度まで4期連続して営業損失、経常損失及び親会社株主に帰属する当期純損失を計上したことから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しております。

当社としては、当該状況を早期に改善・解消すべく対処を行っております。

ビーフジャーキーについては、新商品の投入及び営業活動エリアを拡大して新規取扱先を開拓し拡販を図り工場稼働率を向上させることや、中国生産子会社に

において、原料牛肉調達方法を継続的に見直すことによりコストダウンを図る一方で、中国国内販売を開始することにより、事業採算の改善に努めております。

麦茶の採算が天候要因によって左右されるのは避けられないとしても、既に主力商品の一翼に育ったごぼう茶の様に、当社の生産設備とノウハウを活かした新商品を開発・投入することで飲料事業全体の採算の平準化を図ってまいります。

また、これらの基本的施策に加え、効果の見込める事業者との事業提携についての交渉を進め、財務政策上必要であれば事業者との資本提携や、関係者による支援などを実施することを引き続き検討してまいります。

株主各位におかれましても、今後共一層のご支援ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 主要な事業内容（平成29年3月31日現在）

当社の事業は、主にその取り扱う製品・サービスから「飲料事業」及び「珍味事業」に分類しております。

「飲料事業」は、麦茶等の嗜好飲料及びごぼう茶・烏龍茶等の健康飲料を生産しております。「珍味事業」は、ビーフジャーキーを生産しております。

(6) 主要な営業所及び工場（平成29年3月31日現在）

本社	東京都千代田区飯田橋一丁目4番1号
成田空港工場	千葉県香取郡多古町飯笹782番地9

(7) 使用人の状況（平成29年3月31日現在）

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
12(5)名	-(△1)名	46.2歳	16.9年

(注) 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は()内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況（平成29年3月31日現在）

借入先	借入額
株式会社りそな銀行	74,288千円

(9) 会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の状況

(1) 株式の状況（平成29年3月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 8,000,000株
- ② 発行済株式の総数 3,390,000株
- ③ 株主数 2,228名
- ④ 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
石垣裕義	696千株	20.6%
株式会社石垣共栄会	338	10.0
石垣靖子	209	6.2
杉浦由美子	64	1.9
株式会社S B Tキャピタル	55	1.6
宮川良明	43	1.3
G M O クリック証券株式会社	36	1.1
株式会社S B I証券	27	0.8
柳橋恵美子	21	0.6
山本順一	20	0.6

(注) 持株比率は自己株式（1,779株）を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況

- ① 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況
(平成29年3月31日現在)
該当事項はありません。
- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

① 取締役の状況

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	石垣裕義	ウェイハン石垣食品有限公司董事長
取締役	原久	製造部長、成田空港工場長、 ウェイハン石垣食品有限公司董事
取締役	杉浦友昭	海外部長、 ウェイハン石垣食品有限公司董事
取締役 (監査等委員)	片平亮太	
取締役 (監査等委員)	渡邊洋次	渡邊洋次税理士事務所代表
取締役 (監査等委員)	齋藤茂樹	エス・アイ・ピー(株)代表取締役

- (注) 1. 取締役渡邊洋次氏及び齋藤茂樹氏は、社外取締役であります。
2. 監査等委員渡邊洋次氏は、平成28年6月29日開催の第59期定時株主総会において監査等委員に選任されました。渡邊洋次税理士事務所の代表を兼務しており、当社は同社との間に税理士顧問契約の取引関係があります。同氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
3. 監査等委員齋藤茂樹氏は、平成28年6月29日開催の第59期定時株主総会において監査等委員に選任されました。同氏はエス・アイ・ピー株式会社の代表取締役を兼務しております。
4. 当社は取締役渡邊洋次氏及び齋藤茂樹氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
5. 当社は、監査等委員の監査・監督機能を強化し、取締役(監査等委員を除く)からの情報収集及び重要な社内会議における情報共有並びに内部監査部門と監査等委員会との十分な連携を可能にするため、片平亮太氏を常勤の監査等委員として選定しております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社は、監査等委員である取締役全員と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、会社法第425条第1項に定める額を責任の限度としております。

③ 取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	支 給 人 員	支 給 額
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	3名 (-)	14,328千円 (-)
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	3 (2)	2,520 (1,170)
監 査 役 （うち社外監査役）	3 (2)	600 (150)
合 計	7	17,448

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
 2. 取締役（監査等委員を除く）の報酬限度額は、平成28年6月29日開催の第59期定時株主総会において年額3,600万円以内（ただし、使用人分給与は含まない）、取締役（監査等委員）の報酬限度額は、平成28年6月29日開催の第59期定時株主総会において年額480万円以内、監査役の報酬限度額は、昭和59年6月28日開催の第27期定時株主総会において年額9百万円以内と決議いただいております。

④ 社外役員に関する事項

イ. 重要な兼職の状況及び当社との関係

- a. 監査等委員渡邊洋次氏は渡邊洋次税理士事務所の代表を兼務しており、当社は同社との間に税理士顧問契約の取引関係があります。
- b. 監査等委員齋藤茂樹氏は、エス・アイ・ピー株式会社の代表取締役を兼務しております。当社とエス・アイ・ピー株式会社との間に重要な取引その他の関係はありません。

ロ. 社外役員の主な活動状況

- ・取締役会、監査等委員会への出席状況

	取締役会		監査等委員会	
	出席回数	出席率	出席回数	出席率
取締役（監査等委員） 渡 邊 洋 次	13回	100.0%	1回	100.0%
取締役（監査等委員） 齋 藤 茂 樹	10	100.0	1	100.0
監 査 役 柳 橋 恵 美 子	3	100.0	—	—

- ・取締役会、監査等委員会における発言状況

- a. 取締役（監査等委員）渡邊洋次氏は、平成28年6月29日に監査役を退任するまでに開催された取締役会3回のすべてに出席、平成28年6月29日に社外取締役（監査等委員）に就任後に開催された当事業年度の取締役会には10回中10回、監査等委員会には1回中1回全てに出席し、税理士としての専門的見地から、財務・法務の妥当性・適正性を確保するための発言・提言を行っております。

- b. 取締役（監査等委員）齋藤茂樹氏は、平成28年6月29日に社外取締役（監査等委員）に就任後に開催された当事業年度の取締役会には10回中10回、監査等委員会には1回中1回全てに出席し、議案審議等につき、経験豊富な経営者の観点から必要な発言を行っております。
- c. 監査役柳橋恵美子氏は、平成28年6月29日に退任するまでに開催された取締役会3回のすべてに出席し、第三者的な立場から、経営・新製品投入等に関し、客観的な発言・提言を行っております。

(4) 会計監査人の状況

① 会計監査人の名称

東陽監査法人

② 報酬等の額

イ. 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	8,500千円
ロ. 当社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	8,500千円

- (注) 1. 会計監査人の報酬等について監査等委員会が同意した理由は、会計監査人が提出した監査計画の妥当性や会計監査の職務遂行状況等について必要な検証を行った上で、当該報酬は相当、妥当であることを監査等委員会が確認できたことであります。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人は会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨の規定を定款第37条に設けておりますが、責任限定契約は締結しておりません。

⑤ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等その他必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき監査等委員会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(5) 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

イ. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

業務の執行が適正かつ健全に行われるため、取締役会は実効性のある内部統制システムの構築と法令遵守体制の確立に努める。

また、必要に応じて各担当部署において指針・ガイドラインの策定、研修の実施を行うものとする。

ロ. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

その保存媒体に応じて適法・適切に保存及び管理を行う。

ハ. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

代表取締役を筆頭として「内部統制の評価・報告」を行い、リスク管理及び法令遵守を徹底し、リスクが顕在化することを防止するとともに、リスクの軽減を図る。

また、大規模自然災害に備え、社員の安全確保・事業活動の継続・社会貢献に対する強化・推進を図る。

ニ. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は原則月1回開催し、法令及び定款に定められた事項ならびに経営に関する重要事項について審議・決定を行うとともに、必要に応じて臨時に取締役会を開催することにより、迅速かつ適切な意思決定に努めるものとする。

業務執行については、組織規程に定める職務分掌、各職位の職務権限等の規程に則り、それぞれの決裁権限及び責任、手続きの詳細について定める。

ホ. 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

関連会社規程に基づき、業務執行報告会議等を開催し経営管理を行うものとする。

また、企業集団においても、当社の企業倫理規程、リスク管理規程に基づき指導を行う。

ヘ. 監査等委員の職務の執行を補助すべき使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査等委員がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合においては、その要請に応じ、監査等委員会と協議のうえ職務を補助すべき使用人を任命することとする。また、その異動については監査等委員の意見

を徹しこれを尊重するものとする。

- ト．取締役及び使用人が監査等委員に報告をするための体制、その他の監査等委員への報告に関する体制及び監査等委員の監査が実効的に行われることを確保するための体制

内部監査担当部署の担当役員または使用人は、監査等委員に対し定期的に内部監査の実施状況を報告する。また、監査等委員は必要に応じて随時報告を要請することができる。

内部統制評価制度の適切な運用を維持することにより、法令違反その他のコンプライアンス上の問題について監査等委員への適切な報告体制を確保するものとする。

なお、取締役及び使用人は当社の業務または業務に影響を与える重要な事項について監査等委員に随時報告するものとする。また、監査等委員はいつでも必要に応じて、取締役及び使用人に対して報告を求めることができる。

- チ．財務報告の信頼性を確保するための体制

財務報告の適正性を確保するため、必要な内部統制体制を構築・整備・運用する。

- ② 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要につきましては、取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制等について、取締役及び監査等委員が取締役会においてその取り組みや運用状況について確認し、担当する役員及び使用人が外部講習会などで適宜修得した情報等も参考にしながら、活発な意見交換によって審議、監督、点検、見直し、検討等を継続的に行うことで、その適正性等を効果的に確保しております。

(6) 会社の支配に対する基本方針

当社は現在、特別な買収防衛策は導入しておりませんが、今後も引き続き社会情勢等の変化を注視しつつ弾力的な検討を行ってまいります。

(7) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、創業以来一貫して株主への利益還元を重要な課題のひとつと考えて事業の経営にあたっており、当期純利益の額に応じた一定水準の配当を行っていく方針でございます。当社は、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことを基本方針としており、「取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる。」旨を定款に定めております。

これらの剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。

当事業年度の配当につきましては、当期純損失を計上していることから、無配とすることといたしました。

貸借対照表

(平成29年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	159,066	流 動 負 債	79,155
現金預金	7,672	支払手形	7,954
受取手形	541	買掛金	11,904
売掛金	56,959	リース債務	2,785
商品及び製品	38,967	1年内返済予定の長期借入金	11,424
原材料及び貯蔵品	11,301	役員短期借入金	25,000
前渡金	42,732	未払金	12,651
その他	891	未払費用	2,210
固 定 資 産	37,330	前受金	1
有 形 固 定 資 産	23,975	未払法人税等	1,528
建物	8,659	未払消費税等	689
構築物	417	預り金	1,248
機械及び装置	799	賞与引当金	1,757
車両運搬具	0	固 定 負 債	75,049
工具器具備品	240	長期借入金	62,864
土地	13,807	リース債務	472
リース資産	51	繰延税金負債	713
無 形 固 定 資 産	339	関係会社事業損失引当金	11,000
電話加入権	63	負 債 合 計	154,205
ソフトウェア	276	純 資 産 の 部	
リース資産	0	株 主 資 本	40,601
投 資 其 他 の 資 産	13,014	資 本 金	300,000
投資有価証券	5,447	資 本 剰 余 金	53,293
関係会社出資金	0	その他資本剰余金	53,293
長期前払費用	1,849	利 益 剰 余 金	△311,908
差入保証金	5,718	利益準備金	440
		その他利益剰余金	△312,349
		繰越利益剰余金	△312,349
		自 己 株 式	△782
		評価・換算差額等	1,588
		その他有価証券評価差額金	1,588
資 産 合 計	196,396	純 資 産 合 計	42,190
		負 債 純 資 産 合 計	196,396

(注) 記載金額は千円未満切り捨てで表示しております。

損 益 計 算 書

（平成28年4月1日から
平成29年3月31日まで）

（単位：千円）

科 目	金 額	
売 上 高		403,585
売 上 原 価		265,306
売 上 総 利 益		138,278
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		182,941
営 業 損 失		44,662
営 業 外 収 益		102
営 業 外 費 用		2,004
経 常 損 失		46,564
特 別 損 失		
関 係 会 社 事 業 損 失 引 当 金 繰 入	11,000	11,000
税 引 前 当 期 純 損 失		57,564
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税		580
当 期 純 損 失		58,144

（注）記載金額は千円未満切り捨てで表示しております。

株主資本等変動計算書

(平成28年4月1日から
平成29年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本							自己株式	株主資本 合計
	資本金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金					
		そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	そ の 他 利益剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計			
平成28年4月1日 残高	300,000	53,293	53,293	440	△254,205	△253,764	△782	98,745	
事業年度中の変動額									
当期純損失					△58,144	△58,144		△58,144	
株主資本以外の項目 の事業年度中の 変動額(純額)									
事業年度中の変動額合計					△58,144	△58,144		△58,144	
平成29年3月31日 残高	300,000	53,293	53,293	440	△312,349	△311,908	△782	40,601	

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
平成28年4月1日 残高	959	959	99,705
事業年度中の変動額			
当期純損失			△58,144
株主資本以外の項目 の事業年度中の 変動額(純額)	628	628	628
事業年度中の変動額合計	628	628	△57,515
平成29年3月31日 残高	1,588	1,588	42,190

(注) 記載金額は千円未満切り捨てで表示しております。

個別注記表

1. 継続企業の前提に関する注記

当社は、当事業年度まで4期連続して営業損失、経常損失及び当期純損失を計上したことから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しております。

当社としては、当該状況を早期に改善・解消すべく対処を行っております。

ビーフジャーキーについては、新商品の投入及び営業活動エリアを拡大して新規取扱先を開拓し拡販を図り工場稼働率を向上させることや、中国生産子会社において、原料牛肉調達方法を継続的に見直すことによりコストダウンを図る一方で、中国国内販売を開始することにより、事業採算の改善に努めております。

麦茶の採算が天候要因によって左右されるのは避けられないとしても、既に主力商品の一翼に育ったごぼう茶の様に、当社の生産設備とノウハウを活かした新商品を開発・投入することで飲料事業全体の採算の平準化を図ってまいります。

また、これらの基本的施策に加え、効果の見込める事業者との事業提携についての交渉を進め、財務政策上必要であれば事業者との資本提携や、関係者による支援などを実施することを引き続き検討してまいります。

しかし、これらの施策は実施途上であり、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。

なお、計算書類は継続企業を前提として作成しており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を計算書類には反映しておりません。

2. 重要な会計方針に係る事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

- ・関係会社出資金
移動平均法による原価法
- ・その他有価証券
時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

- ② 棚卸資産の評価基準及び評価方法
 - ・商品及び製品、原材料及び貯蔵品
 - 主として総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）
- (2) 固定資産の減価償却の方法
 - ① 有形固定資産（リース資産を除く）
 - 定率法
 - ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物付属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物付属設備及び構築物は定額法によっております。
 - ② 無形固定資産（リース資産を除く）
 - 定額法
 - ③ リース資産（所有権移転外ファイナンス・リース取引によるリース資産）
 - リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法
- (3) 引当金の計上基準
 - ① 貸倒引当金
 - 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
 - ② 賞与引当金
 - 従業員に対して支給する賞与の支払に充てるため、将来の支給見込額を計上しております。
 - ③ 関係会社事業損失引当金
 - 関係会社の事業の損失に備えるため、関係会社に対する出資金額を超えて当社が負担することとなる損失見込額を計上しております。
- (4) その他計算書類作成のための基本となる事項
 - 消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

3. 会計方針の変更

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第32号平成28年6月17日）を当事業年度に適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物付属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

これによる損益への影響はありません。

4. 貸借対照表に関する注記

- | | |
|-----------------------------|-----------|
| (1) 有形固定資産の減価償却累計額 | 232,124千円 |
| (2) 関係会社に対する資産は、次のとおりであります。 | |
| 前渡金 | 42,732千円 |

5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

仕入高

131,400千円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	3,390,000株	－株	－株	3,390,000株

(2) 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	1,779株	－株	－株	1,779株

(3) 剰余金の配当に関する事項

該当事項はありません。

7. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的かつ安全性の高い預金等に限定する方針であります。デリバティブ取引は行っておりません。また、事業活動を行っていく上で必要な運転資金については銀行等からの借入により調達しております。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが3か月以内の支払期日であります。

借入金は運転資金であり、支払金利の変動リスクに晒されております。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

a. 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）

当社は、営業債権について、各事業部門における担当者が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

b. 市場リスク（市場価格の変動リスク）

投資有価証券は、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、保有状況を継続的に見直しております。

c. 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）

各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

d. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

	貸借対照表計上額 (千円)	時 価 (千円)	差 額 (千円)
(1) 現金預金	7,672	7,672	—
(2) 受取手形及び売掛金	57,501	57,501	—
(3) 投資有価証券 其他有価証券	5,447	5,447	—
資産計	70,620	70,620	
(1) 支払手形及び買掛金	19,859	19,859	—
(2) 未払金	12,651	12,651	—
(3) 役員短期借入金	25,000	25,000	—
(4) 長期借入金 (※)	74,288	73,978	△309
負債計	131,799	131,489	△309

(※) 1年内返済予定の長期借入金を含めております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資 産

(1) 現金預金、(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

これらの時価について、株式等は取引所の価格によっております。

負 債

(1) 支払手形及び買掛金、(2) 未払金、(3) 役員短期借入金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 長期借入金

これらの時価については、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値によっております。

2. 関係会社出資金（貸借対照表計上額0千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載していません

8. 賃貸等不動産に関する注記

該当事項はありません。

9. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は次のとおりです。

繰延税金資産	
賞与引当金	544千円
未払費用	76千円
見越販売促進費	1,249千円
未払事業税	293千円
減損損失	21,912千円
関係会社出資金評価損	28,596千円
関係会社事業損失引当金	3,410千円
繰越欠損金	97,207千円
繰延税金資産小計	153,290千円
評価性引当額	△153,290千円
繰延税金資産合計	－千円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	713千円
繰延税金負債合計	713千円

10. 関連当事者との取引に関する注記

- (1) 親会社及び法人主要株主等
該当事項はありません。
- (2) 役員及び個人主要株主等

属性	会社等の名称 又は氏名	資本金又は 出資金	事業の 内容 又は職業	議決権等 の所有(被所 有)割合(%)	関係内容		取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
					役員 の 兼任等	事業上 の 関係				
役員	石垣 裕義	-	当社代表 取締役社長	(被所有) 直接20.6	-	-	当社借入の 被債務保証	74,288	-	-
							資金の借入	25,000	役員短期 借入金	25,000

- (注) 1. 当社は銀行借入に対して、代表取締役社長である石垣裕義より債務保証を受けております。なお、保証料の支払いは行っておりません。
2. 石垣裕義からの借入金については、利息の支払いは行っておりません。

- (3) 子会社等

属性	会社等の名称 又は氏名	資本金又は 出資金	事業の 内容 又は職業	議決権等 の所有(被所 有)割合 (%)	関係内容		取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
					役員 の 兼任等	事業上 の 関係				
子会社	ウェイハン 石垣食品 有限公司	847千米ドル	食品 製造業	直接100.0	兼任 3人	生産 子会社	仕入	131,400	前渡金	42,732

- (注) 取引条件及び取引条件の決定方針等については、市場価格及び総原価を勘案して、交渉の上、決定しております。

11. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|--------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 12円45銭 |
| (2) 1株当たり当期純損失 | 17円16銭 |

12. 重要な後発事象に関する注記

(役員からの資金の借入)

当社は、平成29年5月15日開催の取締役会において、次のとおり役員からの資金の借入について決議し、平成29年5月16日に実行しました。

1 資金用途	運転資金
2 借入先	当社代表取締役社長 石垣裕義
3 借入金額	32,000千円
4 利率	0%
5 借入日	平成29年5月16日
6 借入期間	平成29年5月16日～平成30年5月16日
7 返済条件	期日一括返済
8 担保提供資産又は保証の内容	なし

13. その他の注記

該当事項はありません。

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成29年5月19日

石垣食品株式会社
取締役会 御中

東陽監査法人

指定社員 公認会計士 辻村茂樹 ⑩
業務執行社員

指定社員 公認会計士 稲野辺研 ⑩
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、石垣食品株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第60期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

1. 継続企業の前提に関する事項に記載されているとおり、会社は継続して営業損失、経常損失及び当期純損失を計上している状況にあり、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせる事象が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。計算書類及びその附属明細書は継続企業の前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は計算書類及びその附属明細書には反映されていない。

2. 重要な後発事象の役員からの資金の借入に記載されているとおり、会社は平成29年5月15日開催の取締役会において、資金の借入について決議し、平成29年5月16日に実行した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査委員会は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第60期事業年度の取締役及び執行役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13 第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人東陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

3. 後発事象

当社は平成29年5月15日開催の取締役会において、資金の借入について決議し、平成29年5月16日に実行した。

当該事項は、監査等委員会の意見に影響を及ぼすものではありません。

平成29年5月31日

石垣食品株式会社 監査等委員会

監査等委員 片平亮太 ㊟

監査等委員 渡邊洋次 ㊟

監査等委員 齋藤茂樹 ㊟

(注) 1. 監査等委員渡邊洋次及び齋藤茂樹は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

2. 当社は、平成28年6月29日開催の第59回定時株主総会の決議により、同日をもって監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行しました。平成28年4月1日から上記株主総会終結時までの状況につきましては、旧監査役会から引き継いだ内容に基づいております。

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

今後の事業内容の多様化に対応するため、現行定款第2条（目的）につきまして、事業目的を追加するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線は変更箇所を示します）

現行定款	変更案
第1章 総 則	第1章 総 則
第1条（条文省略） （目的）	第1条（現行どおり） （目的）
第2条 当社は下記の事業を営むことを目的とする。	第2条 当社は下記の事業を営むことを目的とする。
（1）食料品の輸入及び販売並に仲介	（1）食料品の輸入及び販売並に仲介
（2）食料品の製造並に委託加工	（2）食料品の製造並に委託加工
（3）繊維製品及其原材料、科学薬品、陶磁器、用品雑貨、日用品雑貨、玩具の製造・加工・販売及輸入並にその仲介	（3）繊維製品及其原材料、科学薬品、陶磁器、用品雑貨、日用品雑貨、玩具の製造・加工・販売及輸入並にその仲介
（4）農産物の栽培及植林	（4）農産物の栽培及植林
（5）飲食店の経営	（5）飲食店の経営
（6）有価証券の取得及其利用	（6）有価証券の取得及其利用
（7）不動産の売買	（7）不動産の売買
（新設）	<u>（8）ロイヤリティに関する事業</u>
<u>（8）前各号に付帯する事業</u>	<u>（9）前各号に付帯する事業</u>

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）3名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（3名）は任期満了となりますので、取締役3名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
1	いし がき ひろ よし 石垣裕義 (昭和36年12月12日生)	昭和60年4月 当社入社 平成元年11月 当社営業部長就任 平成2年6月 当社取締役就任 平成4年6月 当社常務取締役就任 平成10年6月 当社代表取締役社長就任（現任） 平成17年7月 ウェイハン石垣食品有限公司 董事長（現任）	696,500株
2	すぎ うら とも あき 杉浦友昭 (昭和33年2月9日生)	昭和61年4月 当社入社 平成2年7月 当社成田空港工場長就任 平成3年7月 ウェイハン石垣食品有限公司 董事（現任） 平成4年6月 当社海外部長就任（現任） 当社取締役就任（現任）	2,000株
3	さい とう しげ き 齋藤茂樹 (昭和36年8月1日生)	昭和60年4月 日本電信電話株式会社入社 平成9年7月 ネットスケープ・コミュニケーションズ・コーポレーション ジャパン・ウェブシニアマネージャ就任 平成11年6月 株式会社デジタルガレージ 副社長就任 平成13年6月 エス・アイ・ピー株式会社 代表取締役就任（現任） 平成16年4月 デジタルハリウッド大学教授就任 平成28年6月 当社取締役（監査等委員）就任（現任）	0株

- (注) 1. 各取締役候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
2. 齋藤茂樹氏は、現在監査等委員在任中ではありますが、本総会終結の時をもって監査等委員を辞任する予定であります。
3. 候補者齋藤茂樹氏は、会社経営者として、また複数の会社における役員の経験者として、会社経営に精通しており、会社経営に関する十分な見識を有しておられることから、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断し、社外取締役として選任をお願いするものであります。

第3号議案 監査等委員である取締役1名選任の件

監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
こいずみ まさあき 小泉正明 (昭和39年10月4日生)	昭和62年10月 英和監査法人（現有限責任あずさ監査法人）入所 平成14年7月 朝日監査法人（現有限責任あずさ監査法人）社員就任 平成15年10月 小泉公認会計士事務所開設 平成18年8月 双葉監査法人、代表社員就任（現任） 平成27年2月 株式会社キューソー流通システム 監査役（非常勤）就任（現任） 平成28年6月 株式会社ツクイ取締役（監査等委員非常勤）就任（現任）	0株

- (注) 1. 候補者小泉正明氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 候補者小泉正明氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で上記責任限定契約を締結する予定であります。
3. 候補者小泉正明氏は、社外取締役候補者であります。
- なお、候補者小泉正明氏が社外取締役に就任した場合、東京証券取引所の定めに基づく独立役員となる予定であります。
4. 候補者小泉正明氏は、公認会計士として長年にわたり企業の会計監査に従事され、財務・会計に関する高度な知識と幅広い経験を有しておられることから、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断し、社外取締役として選任をお願いするものであります。
5. 候補者小泉正明氏は、当社または当社の子会社の業務執行者または役員であったことはありません。
6. 候補者小泉正明氏は、当社の親会社等ではなく、また過去5年間に当社の親会社等であったこともありません。
7. 候補者小泉正明氏は、当社の特定関係事業者の業務執行者又は役員ではなく、また過去5年間に当社の特定関係事業者の業務執行者または役員であったこともありません。
8. 候補者小泉正明氏は、当社または当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産を受ける予定はなく、また過去2年間に受けていたこともありません。

第4号議案 会計監査人選任の件

当社の会計監査人は東陽監査法人であります。本総会終結の時をもって任期満了になること及び同監査法人による継続監査年数を鑑み、新たな会計監査人の選任をお願いするものであります。

会計監査人候補者は、次のとおりであります。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の決定に基づいております。

監査等委員会が仁智監査法人を候補者としたのは、同監査法人の規模、品質管理体制、独立性及び専門性等を総合的に勘案した結果によるものであります。

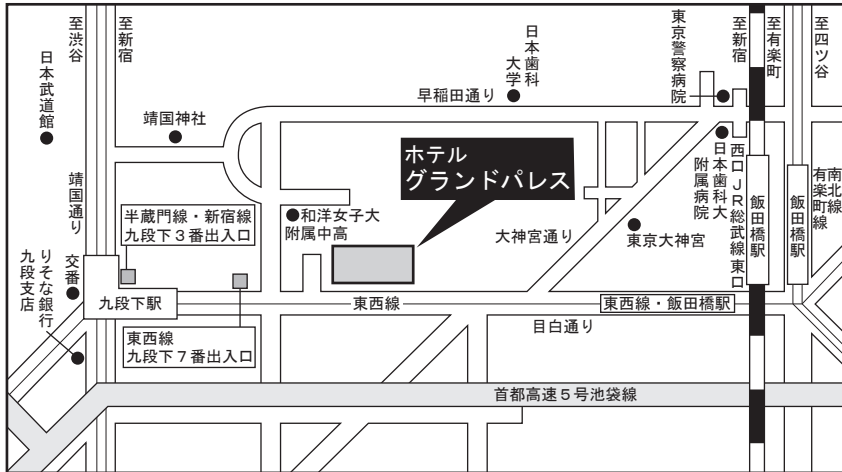
会計監査人候補者は、次のとおりであります。

名称	仁智監査法人
主たる事務所の所在地	東京都中央区日本橋小伝馬町 6 番 11 号
沿革	平成24年2月設立 現在に至る
構成人員	(平成29年3月31日現在) 公認会計士 30名 (うちパートナー) 9名 事務職員 1名 合計 31名

以上

第60期定時株主総会会場ご案内略図

会場 ホテルグランドパレス 4階 桐の間
東京都千代田区飯田橋一丁目1番1号
連絡先 03-3264-1111 (ホテル代表番号)



交通のご案内

- 東京メトロ東西線・半蔵門線、都営新宿線
<九段下駅> 徒歩1分
- JR総武線、東京メトロ東西線・有楽町線・南北線
<飯田橋駅> 徒歩7分